○階上町学校安全情報配信システム運営要綱

平成26年1月15日 教育委員会要綱第1号

改正 平成30年3月6日教育委員会要綱第1号 令和5年3月13日教育委員会要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、八戸圏域連携中枢都市圏安全・安心情報システム運営要綱 (平成29年4月1日制定)第3条に基づき、階上町学校安全情報配信システム(以下「システム」という。)において、自然災害等による危険情報や、不審者情報、学校行事等の緊急的開催や変更などの緊急性の高い情報を、第一次情報として、迅速かつ適切に保護者等に配信することにより、学校、家庭及び地域のネットワークを生かした子どもたちの安全確保に寄与することを目的とする。

(運営者)

第2条 システムは、教育課及び町内小中学校によって運営する。

(運営体制)

- 第3条 システムの運営に当たっては、システム運営責任者(以下「責任者」という。)、システム運営管理者(以下「管理者」という。)、及びシステム担当者(以下「担当者」という。)を置く。
- 2 責任者は、教育課長をもって充てる。
- 3 責任者は、システムの管理運営及びシステムの総括を行う。
- 4 責任者は、全ての登録者に対してメール配信をすることができる。
- 5 責任者不在時のメール配信決裁は、事前に責任者が指名した者が行う。
- 6 管理者は、町内小中学校長をもって充てる。
- 7 管理者は、それぞれの所属校におけるメール配信決裁を行う。
- 8 管理者不在時のメール配信決裁は、教頭が行う。
- 9 担当者は、それぞれの所属校において管理者が指名した者を充てる。
- 10 担当者は、それぞれの所属校においてメールを作成し、送信する。
- 11 システムに関する庶務は、教育課が行う。

(配信内容)

- 第4条 システムでは、次の内容のメールを配信することができる。
 - (1) 町内全域及び限定地域に関する防犯等の安全・安心情報
 - (2) 学校に関する安全・安心情報

- (3) 学校の緊急の行事開催や行事変更情報
- (4) 学校の定期情報
- (5) その他、管理者が必要と認めた情報

(配信権限)

- 第5条 責任者及び管理者は、次の配信権限を持つ。
 - (1) 責任者は、前条各号に掲げる全てのもの
 - (2) 管理者は、前条第2号から第5号までのもの

(配信の停止)

- 第6条 次の各号に該当する場合には、システムからのメールの配信を停止する。
 - (1) システムの保守・管理・天災・災害等によりシステムの運用が困難なとき。
 - (2) その他、責任者又は管理者が必要と認めたとき。

(登録資格)

- 第7条 システムへの登録資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者 とする。
 - (1) 各校に在籍する児童・生徒の保護者又はそれに準ずる者
 - (2) インターネット及び電子メールの利用が可能な者
 - (3) 別に定める利用規約に同意した者
- 2 前項に定める者のほか、管理者が特に必要と認めたものについては、登録を 認めることができる。

(登録資格の喪失)

- 第8条 システムに登録した者(以下「登録者」という。)が次の各号のいずれか に該当したときは、その資格を失うものとする。
 - (1) 前条に規定する資格要件を欠いたとき。
 - (2) システムを通じて得た情報を用いて、他に不利益を及ぼしたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めたとき。

(利用登録)

- 第9条 システムの利用登録は次の各号により行われる。
 - (1) 登録を希望する者は、責任者が定める期間内に、専用ホームページで必要事項を入力する。(以下「仮登録」という。)
 - (2) 管理者は、当該校の在籍児童生徒名簿等の記載内容と仮登録内容を照らし、異がないことを確認のうえ速やかに本登録手続きを行う。ただし、本登録申請書の記載内容と仮登録内容に異があるとき、その他責任者がシス

テムの運営上、本登録手続きを行うことにより支障が生じるおそれがある と認めるときは、本登録を行わないことができる。

(登録情報の変更及び登録の解除)

第10条 登録者から安全情報システム登録・削除・変更届の提出があったときは、管理者は、速やかに変更手続きを行わなければならない。

(利用料金)

第11条 システムへの登録・解除等の利用料金は、無料とする。ただし、配信 メールを受信するための通信料及びプロバイダ費用等は、登録者の負担とす る。

(利用可能期間)

- 第12条 登録者は、登録者が階上町内小中学校の児童生徒の保護者として登録 した場合、本登録手続きが完了した日から、児童生徒が登録時と同じ学校を 卒業する日の属する年度末までの期間において配信メールを受信することが できる。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当したときは、前項に定め る期間内であっても利用できなくなる。
 - (1) 登録者が登録の資格を失したとき。
 - (2) 登録者から登録解除の申請があったとき。

(個人情報保護)

第13条 システム運用により得た個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、適切な管理を行うものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めのない事項は、階上町教育委員会教育長が別に定める。 附 則
 - この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附 則(平成30年3月6日教育委員会要綱第1号)

この要綱は、平成30年3月6日から施行する。

附 則(令和5年3月13日教育委員会要綱第1号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。